

## 法人の加入者さまへ

### 税務申告後に農業共済へ提出いただく書類について

- 確定申告終了後に、下記一覧の書類を農業共済組合へご提出ください。
- 「情報提供に関する同意書」を提出された方は、農業共済から同意書記載の税理士法人（税理士）へ提供依頼させていただきます。  
なお、税務申告書類以外で必要になる書類につきましては、下記一覧をご確認いただき、農業共済組合へご提出ください。
- 表**1**が**必須の提出書類**です。
- 表※2は、必要がある場合にご提出していただきます。  
(ご加入者さまによって、ご提出していただく書類が異なります。)
- 提出期限は、税務申告期限日から1カ月以内となっております。



ご提出いただく税務申告等書類の一覧		法人
1	法人税の確定申告書【別表一・別表四】 農業部門に係る損益計算書	<b>必須</b>
※2	保険期間の棚卸表（総勘定元帳）	※○
※2	事業消費帳簿（総勘定元帳）	※○
※2	その他計算に必要な書類（部門別の総勘定元帳など）	※○
※2	事故発生の実状を確認できる根拠書類（診断書等）	※○



※必要がある場合

税務申告書類の提出が、ホームページからできますので、ご利用ください！

■「受付フォーム」  
QRコード



検索ワード N O S A I 岐阜収入保険受付フォーム



#### 1 法人税の確定申告書【別表一・別表四】及び農業部門に係る損益計算書について

- 税務申告後の書類の写し



# 1 法人税の確定申告書【別表一】 必須

F B 0 6 1 3

令和 年 月 日 税務署長殿		納税地 (フリガナ) 電話( ) -	通算グループ 整理番号 通算法人 整理番号	青色申告 一連番号
法人名 (フリガナ)	法人区分	事業種目	整理番号	整理番号
法人番号	同非区分	旧納税地及び 旧法人名等	事業年度 (至)	事業年度
代表者	添付書類	申告年月日	売上金額	売上金額
代表者住所		申告区分	申告年月日	申告年月日

別表一 各事業年度の所得に係る申告書・内国法人の分……令六・四・一以後終了事業年度等分

令和 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書  
 令和 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書  
 (中間申告の場合 令和 年 月 日) 税理士法第30条の書面提出有  無   
 (中間申告の場合 令和 年 月 日) 税理士法第33条の書面提出有  無

所得金額又は欠損金額 (別表四「52の①」)	1	十 億	百 万	千	円	控除 税額 の 計 算	所得税の額 (別表六「一」6の③)	16	十 億	百 万	千	円
法人税額 (48) + (49) + (50)	2					外国税額 (別表六「二」23)	17					
法人税額の特別控除額 (別表六「六」5)	3					計 (16) + (17)	18					
税額控除超過額 相当額等の加算額	4					控除した金額 (12)	19					
課税土地譲渡利益金額 (別表三「一」24) + (別表三 「一」25) + (別表三「二」20)	5			0	0	控除されなかった金額 (18) - (19)	20					
同上に対する税額	6					所得税額等の還付金額 (20)	21					
課税留保金額 (別表三「一」4)	7			0	0	中間納付額 (14) - (13)	22					
同上に対する税額 (別表三「一」8)	8					欠損金の繰戻しに よる還付請求税額	23					
法人税額計 (2) - (3) + (4) + (6) + (8)	9				0	計 (21) + (22) + (23)	24					
仮税額 (9) - (10) - (11) + (別表七「三」3)	10					この申告が修正申告である場合の この申告により納付すべき法人税 額又は減少する還付請求税額 (57)	25				0	0
仮税額に基づく過大申告の 更正に伴う控除法人税額	11					欠損金等の当期控除額 (別表七「四」4) + (別表七「九」9) 若しくは「21」又は別表七「10」	26					
控除税額 (9) - (10) - (11) + (別表七「三」3)	12					翌期へ繰り越す欠損金額 (別表七「一」5の合計)	27					
差引所得に対する法人税額 (9) - (10) - (11) - (12)	13				0	この申告が修正申告である場合のこの 申告により納付すべき地方法人税額	44					0
中間申告分の法人税額	14				0	剰余金・利益の配 当(剰余金の分配)の金額						
課税標準 法人税額 (13) - (14)	15				0	残余財産の最 後の分配又は 引渡しの日						
課税標準 法人税額 (28) + (29)	28					還付を受ける 金融機関等						
課税標準 法人税額 (28) + (29)	29					銀行 金庫・組合 農協・協同						
課税標準 法人税額 (28) + (29)	30				0	本店・支店 出張所 本所・支所						
地方法人税額 (53)	31					郵便局等						
税額控除超過額相当額 の加算額 (別表六「二」付表六「14」の計)	32					預金						
課税留保金額に係る 地方法人税額 (54)	33					ゆうちょ銀行の 貯蓄貯蓄番号						
所得地方法人税額 (31) + (32) + (33)	34					※ 税務署処理欄						
仮税額 (34) - (35) - (36) + (37)	35											
仮税額に基づく過大申告の 更正に伴う控除地方法人税額	36											
外国税額の控除額 (30) - (35) - (36) + (37)	37											
差引地方法人税額 (34) - (35) - (36) - (37)	38				0							
中間申告分の地方法人税額	39				0							
差引確定/中間申告の場合はその 地方法人税額(税額とし、マイナス 080 - 089 の場合は142へ記入)	40				0							

税理士名



# 1 法人税の確定申告書【別表四】 必須

所得の金額の計算に関する明細書

事業年度 : : 法人名

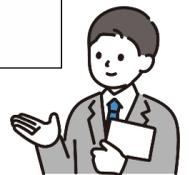
別表四

令六・四・一以後終了事業年度分

【御注意】

「52」の「①」欄の金額は、「②」欄の金額に「③」欄の本書の金額を加算し、これから「※」の金額を加減した額と符合することになります。

区分	総額			処 分		
	①	②	③	留	保	社 外 流 出
	円	円	円			円
当期利益又は当期欠損の額	1					
加						
損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)	2					
損金経理をした道府県民税及び市町村民税	3					
損金経理をした納税充当金	4					
損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延滞分を除く。)、及び過怠税	5					
減価償却の償却超過額	6					
役員給与の損金不算入額	7					
交際費等の損金不算入額	8					
通算法人に係る加算額	9					
小計	10					
減						
減価償却超過額の当期認容額	12					
納税充当金から支出した事業税等の金額	13					
受取配当等の益金不算入額 (別表八(一)「5」)	14					
外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (別表八(二)「26」)	15					
受贈益の益金不算入額	16					
適格現物分配に係る益金不算入額	17					
法人税等の中間納付額及び過払納に係る還付金額	18					
所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	19					
通算法人に係る減算額	20					
小計	21					
板	22					
算						
板	23					
対象純支払利子等の損金不算入額 (別表十七(二)の二「29」又は「34」)	24					
超過利子額の損金算入額 (別表十七(二)の三「10」)	25	△				△
板	26					
新附金の損金不算入額 (別表十四(二)「24」又は「40」)	27					
再編の確定法人又は国家戦略特別区域における指定法人の再編の特例控除額又は要知算調整額の益金算入額 (別表十一(一)「15」若しくは別表十二「10」又は別表十一(一)「16」若しくは別表十二(二)「11」)	28					
法人税額から控除される所得税額 (別表六(一)「6」の③)	29					
税額控除の対象となる外国法人税の額 (別表六(二)「7」)	30					
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 (別表六(五)の二「5」の②)+(別表十七(三)の六「1」)	31					
組合等損失額の損金不算入額又は組合等損失超過計額の損金算入額 (別表九(二)「10」)	32					
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額又は益金算入額 (別表十(四)「20」、「21」又は「23」)	33					
合 計 (26)+(27)±(28)+(29)+(30)+(31)+(32)±(33)	34					
契約者配当の益金算入額 (別表九(一)「13」)	35					
特定目的会社等の支払配当又は特定目的信託に係る受託法人の利益の分配等の損金算入額 (別表十八「13」、別表十九「11」又は別表十(十)「16」若しくは「33」)	36	△	△			
中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入額	37					
非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	38					
差 引 計 (34)から(38)までの計	39					
更生欠損金又は民事再生等評価補充が行われる場合の再生等欠損金の損金算入額 (別表七(三)「9」又は「21」)	40	△				△
通算対象欠損金額の損金算入額又は通算対象所得金額の益金算入額 (別表七(二)「5」又は「11」)	41					
当初配賦欠損金控除額の益金算入額 (別表七(二)付表「23」の計)	42					
差 引 計 (39)+(40)±(41)+(42)	43					
欠 損 金 等 の 当 期 控 除 額 (別表七(一)「4」の計)+(別表七(四)「10」)	44	△				△
総 計 (43)+(44)	45					
新鉱床探査費又は海外新鉱床探査費の特別控除額 (別表十(三)「43」)	46	△				△
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額 (別表十二(十三)「10」)	47	△	△			
農用地等を取付した場合の庄縮額の損金算入額 (別表十二(十三)「43」の計)	48	△	△			
関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額又は再投資等準備金積立額の損金算入額 (別表十二(十)「15」、別表十二(十一)「10」又は別表十二(十四)「12」)	49	△	△			
特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額又は特別勘定取崩額の益金算入額 (別表十六「21」)	50					
残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税及び特別法人事業税の損金算入額	51	△	△			
所得金額又は欠損金額	52					



# 1 農業部門に係る損益計算書 **必須**

## 損 益 計 算 書

(単位：円)

自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日

**【売上高】**

売 上 高

売上高 計

**【売上原価】**

期首商品・製品棚卸高 計

当期商品仕入高

当期製品製造原価

合 計

期末商品・製品棚卸高 計

売上原価 計

売上総利益

**【販売費一般管理費】**

販売費・一般管理費計

営業利益

**【営業外収益】**

受取 利息

受取配当金

受取共済金

雑 収 入

営業外収益 計

**【営業外費用】**

営業外費用 計

経常利益

**【特別利益】**

特別利益 計

**【特別損失】**

特別損失 計

税引前当期利益(損失)

法人税、住民税及び事業税

当期 利益 (損失)



## 保険期間の棚卸表について（※2必要がある場合）

**農産物の棚卸がある場合は、棚卸の内訳書や貸借対照表の写しが必要となります。**

※農産物の棚卸がない場合も、棚卸の有無の確認が必要となる場合があります。

## 事業消費帳簿について（※2必要がある場合）

**他者から仕入れた農産物等の販売金額がある場合は、仕入れ高（元帳）および仕入品の販売金額がわかる元帳、貸借対照表の写しが必要となります。**

※収入保険において、販売金額（農業収入）から除く金額を確認するために必要となります。

## その他計算に必要な書類（元帳など）について（※必要がある場合）

例：雑収入、売上高の写しなど

○雑収入：収入保険において、販売金額（農業収入）に含める補助金等の確認をするため、必要になる場合があります。

○売上高：損益計算書において、品目別に売上高が計上されていない場合に必要となります。

## ※税務申告書類以外の提出書類について

○病気やケガを理由に保険金支払いの対象となる場合は、**診断書（収入保険用の様式）**の提出が必要となります。（※必要がある場合）

畑作物の直接支払交付金（麦・大豆・そばを作付けしている加入者の方）の申請をされている方は、以下の書類が必要となります。

○畑作物の直接支払交付金における面積払交付決定通知書（兼交付金計算書）の写し

○畑作物の直接支払交付金における数量払の交付決定通知書の表面及び裏面の写し

※畑作物の直接支払交付金における数量払の交付決定通知書について、数量払いの交付金が0円であっても、裏面の畑作物の直接支払交付金における数量払の交付金計算書が必要となりますので、表面及び裏面の写しのご提出をお願いします。

○税務申告における手数料等及び消費税の取扱いについて

下記の内容について、確認が必要となります。**個別注記表**など、確認できる書類がある場合は、写しのご提出をお願いします。

**手数料の取扱いについて**

純額主義（手数料等控除後の金額）または総額主義（手数料等控除前の金額）

**消費税の取扱いについて**

税抜経理方式または税込経理方式

## ご連絡・お問い合わせはNOSAI岐阜の最寄りの支所へ

岐阜支所 ☎：058-201-0157

西濃支所 ☎：0584-64-6667

中濃支所 ☎：0575-22-1008

東濃支所 ☎：0573-25-8805

飛騨支所 ☎：0577-35-0310

